

## 「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立のびやか健康館使用許可取り消し	
根拠条例等・条項	堺市立のびやか健康館条例第4条 堺市立のびやか健康館施設利用約款第15条 堺市立のびやか健康館条例施行規則第5条	
所 管 課	環境事業 部	環境事業管理課
処 分 基 準	<p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">設 定</span> <span style="margin-left: 20px;">・ 設定できない</span> <span style="margin-left: 20px;">・ 基準を公開できない</span> </p> <p>堺市立のびやか健康館使用許可取り消し処分基準については、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 堺市立のびやか健康館条例第2条第2項各号のいずれかの規定に該当したとき。</li> <li>(2) 堺市立のびやか健康館条例又はこれに基づく規則その他の規定に違反したとき。</li> <li>(3) 使用許可に付した条件に違反したとき。</li> <li>(4) 堺市立のびやか健康館の名誉を傷つけたり秩序を乱したり、他の会員や施設スタッフに著しく迷惑となる行為があったとき。</li> <li>(5) 故意に堺市立のびやか健康館の建物、設備を破損したとき。</li> <li>(6) 会費を1ヶ月以上滞納し期限を定めた催告にも応じないとき。</li> <li>(7) 入会に際して、指定管理者に虚偽の申告をしたとき。</li> <li>(8) 専ら健康増進以外の目的のために使用するとき。</li> <li>(9) 指定管理者が堺市立のびやか健康館の会員としてふさわしくないと判断したとき。</li> <li>(10) 堺市立のびやか健康館施設利用約款第18条の禁止行為を行ったとき。</li> <li>(11) その他指定管理者が除名を相当と認めたとき。</li> </ol>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">・ 聴 聞</span> <span style="margin-left: 20px;">・ 弁 明</span>
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続条例第13条第2項第 号に規定する「 するとき」に 該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	